

9 第55条の3《特定事業再編投資損失準備金》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間内に特定事業再編計画について認定を受けたものが、その計画に記載された特定事業再編に係る特定会社の特定株式等を積立期間内の日を含む各事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができるというものである。また、この準備金は、積立期間内の最後の事業年度の翌事業年度から、原則として5年間で均等額を取り崩して益金算入することとされている。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている。

【新設】(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)

55 の 3-1 特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた特定事業再編投資損失準備金を含む。）の積立額の損金算入等については、55-1、55-2、55-10 から 55-14 まで及び 55-18 の取扱いに準じて取り扱うものとする。

【解説】

1 本制度は、積立て終了後5年間で均等取崩しを行うこととされている点を除き、海外投資等損失準備金制度（措法55）と類似の仕組みとなっている。

このため、本通達において、同様の制度となっている海外投資等損失準備金の取扱いのうち、準備金の積立ての対象となる株式等の取得の意義（措通55-1）、積立限度額の計算の基礎となる取得価額（措通55-2）、資本の払戻しをした場合の準備金の取崩しの計算（措通55-10）、評価減をした場合の準備金の取崩し（措通55-11）、評価減の額の区分（措通55-12）、株式等の評価減を否認した場合の準備金の特例（措通55-13）、準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減（措通55-14）及び青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の準備金の取崩し（措通55-18）に関して、海外投資等損失準備金の取扱いを準用する旨を明らかにしている。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の43の3-1）を定めている。

【新設】(債権の返済等を受けた場合の取崩し)

155 の 3-2 法人が、措置法第 55 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定債権（同法第 68 条の 43 の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定債権を含む。）に該当する債権につき特定事業再編投資損失準備金を積み立てている場合における措置法第 55 条の 3 第 4 項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第 2 号の規定により、債権につき回収ができないため貸倒れとして経理した場合には同項第 6 号の規定により、それぞれ当該債権に係る特定事業再編投資損失準備金の取崩しを行うものとする。

【解説】

- 1 特定事業再編投資損失準備金は、原則として、その積立後 5 年均分取崩しをするのであるが、法人につき一定の事実が生じた場合には、所定の金額を取り崩すものとされている（措法 55 の 3 ③④）。

この取崩しをすべき事実のうち、法人の特定株式又は特定債権の全部又は一部を有しないこととなった場合には、次により取崩しを行うこととされている。

- (1) 全部を有しないこととなった場合

その有しないこととなった日における当該法人に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

- (2) 一部を有しないこととなった場合

その有しないこととなった日における当該法人に係る特定事業再編投資損失準備金のうち、次により計算した金額（措令 32 の 4 ④）

- ① 譲渡による場合

$$\text{その法人に係る準備金の額} \times \frac{\text{譲渡株式の数}}{\text{譲渡直前において有していたその法人の株式の総数}}$$

- ② 減資による場合

$$\text{その法人に係る準備金の額} \times \frac{\text{減資払戻金等の額のうちみなし配当以外の部分の金額の合計額}}{\text{減資直前において有していたその法人の株式等の帳簿価額の合計額}}$$

この場合の取崩し事由には、特定債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合も含まれることとなる。

また、法人の特定株式又は特定債権についてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した日におけるその法人に係る特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額した金額に相当する金額を取り崩すものとされているが（措法 55 の 3 ④六）、この場合の取崩し事由には、特定債権につき回収ができないため貸倒れとして経理した場合が含まれ、その貸倒れ処理した金額に相当する金額の取崩しを要することとなる。

本通達において、これらのことを明らかにしている。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 43 の 3-2）を定めている。